

後見支援預金Q & A

Q1 後見支援預金とはどのようなものですか？

A 大津家庭裁判所では、ご本人の財産をより適正に管理するため、預貯金が概ね1200万円以上ある方については、①後見支援預金を利用するか、②後見制度支援信託を利用するか、③ ①又は②のいずれの制度も利用しない場合には、専門職後見人又は専門職後見監督人を選任します。

後見支援預金は、ご本人の財産のうち、日常的な支払をするのに必要十分な金銭を預貯金等として後見人が管理し、通常使用しない金銭を「後見支援預金」として別の口座で管理する仕組みのことで、

後見支援預金の口座から出金する場合には、家庭裁判所が発行する指示書が必要となります。

※ 後見支援預金は、成年後見と未成年後見において利用することができます。

保佐、補助及び任意後見では利用できません。

Q2 後見支援預金を利用する場合の手続の流れはどのようになりますか？

A 【後見開始事件又は未成年後見人選任事件を新たに申立てる場合】

家庭裁判所は、後見を開始(又は未成年後見人を選任)するか否かを審理するとともに、申立人から、後見支援預金を利用したい旨の申出があったときは、利用することが相当か否かを判断します。

家庭裁判所が、後見支援預金を利用することが相当と判断した場合は、親族後見人に加えて、弁護士又は司法書士の専門職を後見人にも選任することもあります。

【既に後見人が選任されている場合】

家庭裁判所は、後見人から、後見支援預金を利用したい旨の申出があったときは、利用することが相当か否かを判断します。

家庭裁判所が、後見支援預金を利用することが相当と判断した場合は、追加で、弁護士又は司法書士の専門職を後見人にも選任することもあります。

その後の手続の流れは、「後見支援預金を利用する場合の手続の流れ」を参照してください。

Q3 後見支援預金を利用するためには、どのような費用がかかるのですか？

A 後見支援預金の手続に専門職後見人が関与した場合には、専門職後見人に対し、財産目録や収支予定表の作成から後見支援預金に関する手続までの報酬が必要となります。

専門職後見人に対する報酬は、家庭裁判所が、専門職後見人が行った仕事の内容やご本人の資産状況等のいろいろな事情を考慮して決めます。

金融機関によっては手数料が必要な場合もありますので、各金融機関にお問い合わせください。

Q4 後見支援預金を利用した場合は、後見人の日常的な財産管理はどうなりますか？

A 後見人は、年金の受取や施設入所等のサービス利用料の支払といった日常的に必要な金銭を管理します。
ご本人の収入よりも支出の方が多くなることが見込まれる場合には、後見支援預金の口座から必要な金額が定期的を送金されるようにすることができます。

Q5 後見支援預金利用後、ご本人に多額の支出が必要になって、後見人が手元で管理している金銭だけでは足りない場合はどうすればよいですか？

A 家庭裁判所に必要な金額とその理由を記載した報告書(書式は家庭裁判所にあります。)を裏付け資料とともに提出してください。
家庭裁判所は、報告書の内容に問題がないと判断すれば指示書を発行しますので、それを後見支援預金を利用している金融機関に提出し、必要な金銭を金融機関から出金してください。
また、ご本人の収支状況の変更により後見支援預金から定期的を送金される金額を変更したい場合や、事情により後見支援預金を解約する必要がある場合についても、家庭裁判所に報告書(書式は家庭裁判所にあります。)を提出して指示書の発行を受ける必要があります。

Q6 後見支援預金利用を始めた後、ご本人に臨時的収入があったり、黒字分が貯まったりして、後見人が管理する金銭が多額になった場合はどうすればよいですか？

A 通常使用しない金銭については、家庭裁判所に追加預入の報告書(書式は家庭裁判所にあります。)を裏付け資料とともに提出してください。
家庭裁判所は、報告書の内容に問題がないと判断すれば指示書を発行しますので、それを後見支援預金を利用している金融機関に提出し、預入をしてください。
なお、黒字分が貯まって後見人が管理する金銭が多額になる見込みの時期に、後見人から自主的な報告書の提出がない場合は、家庭裁判所から預入を求めることがあります。都市銀行など追加預入の際に指示書の提出が不要の金融機関もありますので裁判所もしくは金融機関へお問い合わせください。

大津家庭裁判所